

通貨先物取引及び貴金属のポケット取引の上場等に伴う  
業務規程等の一部改正等について

2026年1月28日  
株式会社大阪取引所

## I. 趣旨

当社は、業務規程等の一部改正等を行い、2026年4月13日から施行します（詳細については、規則改正新旧対照表を御覧ください。）。

今回の改正は、デリバティブ市場における新商品の上場等に伴い、所要の対応を行うものです。

## II. 改正概要

改正項目	備考
1. 新商品の上場	
(1) 通貨先物	
a. 取引対象	
・ WMR 外国為替ベンチマークのうち、次の各号に掲げる通貨指数とします。	・ 業務規程第5条第2項
(a) アメリカ合衆国通貨一単位当たりの日本円相当額 (以下「米ドル／日本円」という。)	
(b) オフショア市場における中華人民共和国通貨一単位当たりの日本円相当額 (以下「中国オフショア人民元／日本円」という。)	
(c) 欧州経済通貨統合参加国通貨一単位当たりの日本円相当額 (以下「ユーロ／日本円」という。)	
b. 立会の区分及び取引時間	
・ 立会は、日中立会（午前8時45分から午後3時45分まで）及び夜間立会（午後5時から翌日の午前6時まで）に分かち、行うものとします。	・ 業務規程第18条第1項第2号
c. 限月取引及びその数	
・ 3月、6月、9月及び12月の5限月取引制とし、各限月取引の期間は1年3か月とします。	・ 業務規程第7条第1項第8号及び第2項第3号
・ 取引最終日は各限月の第三水曜日の前々営業日に終了する取引日とします。	
d. 取引単位及び呼値	
(a) 取引単位	
・ 米ドル／日本円は、10,000米ドルとします。	・ 業務規程第29条第2号g
・ 中国オフショア人民元／日本円は、100,000中国オフショア人民元とします。	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ユーロ／日本円は、10,000 ユーロとします。</li> </ul>	
(b) 呼値の単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米ドル／日本円及びユーロ／日本円は、0.01 円とします。</li> <li>・ 中国オフショア人民元／日本円は、0.001 円とします。</li> </ul>	・ 業務規程第 26 条第 9 項第 2 号 j
(c) 呼値の制限値幅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基準値段（前取引日の清算数値）に 8 %（第一次拡大時は 12%、第二次拡大時は 16%）を乗じて得た数値とします。</li> </ul>	・ 業務規程施行規則第 16 条第 2 項第 2 号 a 及び第 3 項第 2 号 a
e 最終清算数値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取引最終日の終了する日の午後 5 時におけるそれぞれの通貨指数のイントラディ・スポットレートの Mid Rate を小数点以下第 5 位で四捨五入して得た数値とします。</li> </ul>	・ 業務規程第 36 条第 1 項第 9 号、業務規程施行規則第 22 条第 3 項及び第 4 項
f 取引資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 先物取引等取引資格、国債先物等取引資格及び商品先物等取引資格を有する取引参加者（商品市場取引参加者を除く。）が取引できるものとします。</li> <li>・ 取引の開始及び中止を行う場合には、あらかじめ当社に届出を行うものとします。</li> </ul>	・ 取引参加者規程第 2 条第 2 項第 2 号、第 3 項及び第 4 項 ・ 取引参加者規程第 15 条第 18 号
g 取引手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 取引単位につき、13 円とします。</li> </ul>	・ 取引参加者料金等に関する規則別表 1

## (2) 金及び白金のポケット取引

a 取引の区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金及び白金を対象とする限月現金決済先物取引として、従来のミニ取引に加えて新たにポケット取引を設けます。</li> </ul>	・ 業務規程第 7 条の 4 の 2
b 限月取引及びその数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 12 月の現物先物取引の取引最終日が終了する日の前日に終了する取引日を取引最終日とした 1 限月取引制（10 月の現物先物取引の取引最終日が終了する日の翌日から直近の限月取引の取引最終日の終了する日までの間においては 2 限月取引制）とします。</li> </ul>	・ 業務規程第 7 条の 5 第 2 項第 1 号 b
c 呼値の単位		

<ul style="list-style-type: none"> <li>1 グラムにつき 1 円とします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務規程第 26 条第 9 項第 2 号の 2 a (b) イ及び b (b) イ</li> </ul>
<p>d 取引手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 取引単位につき、20 円とします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引参加者料金等に関する規則別表 1</li> </ul>
<p>2. 金及び白金の限日現金決済先物取引の休止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当社が必要と認める場合には、新たな限日現金決済先物取引の設定及びロールオーバーを行わないこととし、その最終の取引日を取引最終日とすることができるものとします。</li> <li>取引最終日の立会終了時までの間に転売又は買戻しが行われなかつた建玉については、最終決済期日に、最終清算数値による決済を行うものとし、最終清算数値は、取引最終日の終了する日の翌日に定める理論現物価格とします。</li> </ul>	
<p>3. 金及び白金の先物取引における即時約定可能値幅の見直し</p> <p>(1) 金の先物取引における即時約定可能値幅</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金に係る現物先物取引、限月現金決済先物取引及び限日現金決済先物取引の即時約定可能値幅を、基準値段に 1000 分の 5 を乗じて得た数値とします。</li> </ul> <p>(2) 白金の先物取引における即時約定可能値幅</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>白金に係る現物先物取引、限月現金決済先物取引及び限日現金決済先物取引の即時約定可能値幅を、基準値段に 100 分の 1 を乗じて得た数値とします。</li> </ul>	
<p>4. 東証銀行業株価指数オプション取引における通常限月取引の設定</p> <p>(1) 立会の区分及び取引時間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>立会は、日中立会（午前 8 時 45 分から午後 3 時 45 分まで）及び夜間立会（午後 5 時から翌日の午前 6 時まで）に分かち、行うものとします。</li> </ul> <p>(2) 限月取引及びその数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3 月、6 月、9 月及び 12 月の限月取引の 3 限月取引制とし、各限月の第二金曜日（休業日に当たると</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>業務規程第 36 条の 18 の 2 第 1 項</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>業務規程第 36 条の 18 の 2 第 2 項及び第 36 条の 18 の 3</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>業務規程施行規則第 20 条第 4 項第 2 号の 2 a</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>業務規程施行規則第 20 条第 4 項第 2 号の 2 b</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>業務規程第 18 条第 1 項第 2 号</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>業務規程第 15 条第 1 項第 2 号及び第 2</li> </ul>	

<p>きは、順次繰り上げます。以下同じ。) の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げます。以下同じ。)に終了する取引最終日とします。</p>	<p>項第3号</p>
<p>(3) 権利行使価格及びその数</p>	
<p>a 新規設定</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取引開始日の前日における最終の東証銀行業株価指数の数値に最も近接する5ポイントの整数倍の数値(当該数値が2種類ある場合は高い方の数値とします。以下同じ。)及び当該数値に近接する上下各8種類の5ポイントの整数倍の数値とします。</li> </ul>	<p>・ 業務規程第16条第2項第4号</p>
<p>b 追加設定</p>	
<p>(a) 当該通常限月取引の残存期間が3か月となる月の第二金曜日が到来していない通常限月取引</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前日における東証銀行業株価指数の最終の数値に最も近接する5ポイントの整数倍の数値を上回る(又は下回る)既存の権利行使価格が7種類以下となった場合、当該5ポイントの整数倍の数値を上回る(又は下回る)権利行使価格が当該5ポイントの整数倍の数値から5ポイント刻みで連続して8種類となるまで、既存の権利行使価格から5ポイント刻みで設定することとします。</li> </ul>	<p>・ 業務規程第16条第5項第4号</p>
<p>(b) 前(a)に掲げる通常限月取引以外の通常限月取引</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前日における東証銀行業株価指数の最終の数値に最も近接する2.5ポイントの整数倍の数値を上回る(又は下回る)既存の権利行使価格が7種類以下となった場合、当該2.5ポイントの整数倍の数値を上回る(又は下回る)権利行使価格が当該5ポイントの整数倍の数値から2.5ポイント刻みで連続して8種類となるまで、既存の権利行使価格から2.5ポイント刻みで設定することとします。</li> </ul>	<p>・ 業務規程第16条第5項第4号</p>
<p>(4) 呼値</p>	
<p>a 呼値の単位</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 0.1ポイントとします。</li> </ul>	<p>・ 業務規程第26条第9項第5号d</p>
<p>b 呼値の制限値幅</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基準値段に応じて呼値の制限値幅を設定すること</li> </ul>	<p>・ 業務規程施行規則第</p>

とし、拡大時は指數オプション取引制限値幅算定基準値に3%を乗じて得た数値を拡大します。

16条第2項第5号  
d及び第3項第4号

## 5. 東証REIT指數オプション取引における通常限月取引の設定

### (1) 立会の区分及び取引時間

- 立会は、日中立会（午前8時45分から午後3時45分まで）及び夜間立会（午後5時から翌日の午前6時まで）に分かち、行うものとします。

### (2) 限月取引及びその数

- 3月、6月、9月及び12月の限月取引の3限月取引制とし、各限月の第二金曜日の前日に終了する取引日を取引最終日とします。

### (3) 権利行使価格及びその数

#### a 新規設定

- 取引開始日の前日における最終の東証REIT指數の数値に最も近接する50ポイントの整数倍の数値及び当該数値に近接する上下各8種類の50ポイントの整数倍の数値とします。

#### b 追加設定

- (a) 当該通常限月取引の残存期間が3か月となる月の第二金曜日が到来していない通常限月取引

- 前日における東証REIT指數の最終の数値に最も近接する50ポイントの整数倍の数値を上回る（又は下回る）既存の権利行使価格が7種類以下となった場合、当該50ポイントの整数倍の数値を上回る（又は下回る）権利行使価格が当該5ポイントの整数倍の数値から50ポイント刻みで連続して8種類となるまで、既存の権利行使価格から50ポイント刻みで設定することとします。

- (b) 前(a)に掲げる通常限月取引以外の通常限月取引

- 前日における東証REIT指數の最終の数値に最も近接する25ポイントの整数倍の数値を上回る（又は下回る）既存の権利行使価格が7種類以下となった場合、当該25ポイントの整数倍の数値を上回る（又は下回る）権利行使価格が当該5ポイントの整数倍の数値から25ポイント刻みで

- 業務規程第18条第1項第2号

- 業務規程第15条第1項第2号及び第2項第3号

- 業務規程第16条第2項第5号

- 業務規程第16条第5項第2号

- 業務規程第16条第5項第2号

連続して 8 種類となるまで、既存の権利行使価格から 25 ポイント刻みで設定することとします。

(4) 呼値

a 呼値の単位

- 1 ポイントとします。

・業務規程第 26 条第 9 項第 5 号 e

b 呼値の制限値幅

- 基準値段に応じて呼値の制限値幅を設定することとし、拡大時は指數オプション取引制限値幅算定基準値に 3 % を乗じて得た数値（0.5 ポイント単位で端数切捨て）を拡大します。

・業務規程施行規則第 16 条第 2 項第 5 号 b 及び第 3 項第 4 号

6. ミニ JGB 先物に係る呼値の単位の見直し

- ミニ JGB 先物の呼値の単位を 1 錢とします。

・業務規程第 26 条第 9 項第 1 号 b

7. 取引所外国為替証拠金取引の廃止

- 取引休止中の取引所外国為替証拠金取引に関する規則を廃止します。

8. その他

- その他、所要の改正を行うものとします。

### III. 施行日

- 2026 年 4 月 13 日から施行します。ただし、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、2026 年 4 月 13 日に施行することが適当でないと当社が認める場合には、当該日以後の当社が定める日から施行します。

以 上